

平成 27 年 8 月 11 日
山 形 労 働 局

山形労働基準監督署における文書の紛失について

山形労働局（局長 森田啓司）は、山形労働基準監督署（以下「山形署」という。）における個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

山形署において、A事業場より提出を受けた「労働保険概算・増加概算・確定保険料、石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」（以下「申告書」という。）を紛失するという事案が発生した。

申告書には、A事業場代表者の氏名等の個人情報が記載されていた。

2 事実経過

- (1) 平成 27 年 7 月 27 日、A事業場より、申告書の提出督促のハガキが届いたが、既に山形署に提出している旨の電話連絡が山形労働局労働保険徴収室（以下「徴収室」という。）にあった。
- (2) 同月 29 日、A事業場に申告書の事業主控えの写しを送付してもらったところ、6 月 24 日に山形署において申告書を受理していたことを確認した。
- (3) 山形署において、徹底的に捜索を行ったが発見に至らなかったため、紛失したものと判断した。なお、申告書は外部に送付及び持ち出した形跡はないことなどから、事務処理過程において他の不要文書とともにシュレッダーで廃棄した可能性が高いと判断される。
- (4) 同年 8 月 3 日、山形署労災課長が A 事業場に電話で事実経過を説明し、訪問して謝罪したい旨伝えたところ、了承したので来訪の必要はないとの回答を得た。

3 発生原因

- (1) 申告書を窓口で受理した後、所定の保管ボックスに収納する過程で、担当者の認印を押印するために自席に戻った際、一旦申告書を自席の机上に置きその場を離れたため、申告書が他の書類に混入したものと考えられる。

- (2) 当該申告書を他の廃棄書類に混入し、担当者がそのことに気づかずに廃棄書類箱に入れ、管理者が他の不要文書とともにシュレッダーにより裁断してしまった可能性が高いと判断される。

4 再発防止対策

- (1) 山形署においては、平成 27 年 7 月 31 日、署長が非常勤職員を含む全職員に対して本事案の経過を説明し、以下の措置を徹底するよう指示した。
- ① 申告書を窓口で受理した場合には、その場で担当者名を記載し、すぐに所定の保管ボックスに収納することとし、自席の机上には置かないこと。
 - ② 事務処理中の他の書類への紛れ込み防止など、事務処理過程においても書類の保管管理を厳正に行うこと。
 - ③ 個人情報の含まれている不要書類は、内容を確認のうえ廃棄書類箱に入れることとし、管理者は 1 枚ずつ確認のうえシュレッダー処理すること。
- (2) 山形労働局においては、近日中に労働局長から局内部課室長並びに管下の労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対し、個人情報漏えい防止に係る注意喚起及び再発防止等に係る取組の徹底を文書で指示することとしており、さらに徹底を図るため、総務部長が管下の各労働基準監督署・各公共職業安定所に対し巡回指導を実施することとしている。

「担当」

山形労働局総務部労働保険徴収室

労働保険徴収室長 三浦敏幸

電話 0 2 3 - 6 2 4 - 8 2 2 5